平成２７年第５回大仙市教育委員会定例会会議録

平成２７年第５回大仙市教育委員会定例会を平成２７年５月１５日（金）午後２時から大曲図書館において開催した。

出席委員

物　部　長　仁
鈴　木　直　樹
富　樫　佳　典
竹　原　まゆみ
三　浦　憲　一

説明員

教育指導部長	千　田　寿　彦
生涯学習部長	山　谷　喜　元
教育総務課長	佐　藤　彰　洋
教育指導課長	九　嶋　正　明
教育研究所長	佐　藤　英　樹
生涯学習課長	山　崎　文　幸
文化財保護課長	細　川　良　隆
スポーツ振興課長	伊　藤　優　俊
学校給食総合センター所長	杉　山　光　行
総合図書館長	高　見　正　信
総合市民会館長	大　河　洋　子
花館公民館副主幹	三　浦　真　希
神岡中央公民館長	石　山　雄　康
西仙北中央公民館長	小山田　幸　哉
中仙公民館長	草　薙　栄　良
協和公民館長	佐々木　　稔
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	加　藤　　実
太田公民館長	煤　賀　康　典

書記

教育総務課参事	藤　井　吉　美
教育総務課参事	田　口　広　龍

付議案件

(1)　議案第32号　大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(2)　議案第33号　大仙市教育委員会委員の辞職について

物部委員長
　本日の会議、伊藤委員から欠席の届出がございました。しかし、定足数を満たしておりますので、会議は成立いたします。ただいまから、第５回大仙市教育委員会定例会を開催いたします。
　書記を藤井参事、田口参事にお願いいたします。前回の会議録の署名は、ただいま済ませました。
　教育長報告に入る前に、本日の議事及び進行について御提案申し上げます。本日の付議案件は２件となっておりますが、このうち議案第３３号「大仙市教育委員会委員の辞職について」は人事に関する案件でありますので、これに限り秘密会にしたいと思います。これに伴い、議案第３２号を御審議いただきまして、その次に次第の５番その他に入らせていただきます。その他終了後、議案第３３号について御審議いただくということで、進行をスムーズに進めさせていただきたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

各委員　（異議なし）

物部委員長
　ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。
　次第３番、教育長報告に入らせていただきます。三浦教育長、お願いいたします。

三浦教育長
（資料により教育長報告を行った。）

物部委員長
　ありがとうございました。次に、各課・所・館から事務事業・行事報告をしていただきます。教育総務課長、お願いします。

各課・所・館長
（資料により教育委員会各課・所・館から事務事業・行事報告を行った。）

物部委員長
　以上、教育長報告をしていただきました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

鈴木委員
　二つあるんですけれども、一つは一昨日、商工会の関係で仙北ふれあい文化センターに行きましたら、廊下にこれまで実施したイベントの写真を掲示していました。ふれあい文化センターがどのように活用されてきたのかがよく分かって、まだ嫁いで来たばかりでよくこの地域を知らないような方々にも分かりやすくてとてもいいなと思いました。それを一つ評価したいと思います。見てみますと、お笑いの事業が多くて、このセンターのこの地域の特色なのかなと思いました。もう一つは、女子中学生の連れ去り未遂事件がニュー

スで報道されていましたが、危険なことが多いと思うんです。この女子生徒は勇気があって鞄で叩いて逃れたということでしたが、みんながこういう行動をとれるわけではないと思うので、普段の教育の中で生徒指導を充実させていただきたいなと感じました。緊急メールというのが各学校にあるようですけれども、緊急メールの送り先は保護者だったと思うんですが、教育委員会の担当の方なんかにも各学校の緊急メールが保存されていると反応が早いんじゃないかと思いまして、このような形がとれないか提案させていただきます。

物部委員長
　ただいま、二つの件につきまして鈴木委員からございました。１点目は仙北ふれあい文化センターの特色ある運営について、鈴木委員からお褒めの言葉がございました。仙北公民館長さん、何かございましたら、お願いいたします。

仙北公民館長
　どうも評価していただきましてありがとうございます。廊下に過去に実施した事業について写真等を張り出しておりまして、ＰＲさせていただいております。お笑いのイベントが多いということでしたけれども、結構安くできるイベントであるということです。今年も吉本から空いている日はないかということで、問合せがありました。以上です。

物部委員長
　笑いがいっぱいのふれあい文化センターということで、各センターにおかれましても、特色ある事業を展開していただければと思います。
　２点目は、児童生徒の安全についてということでございました。教育指導部長、お願いいたします。

教育指導部長
　同様の事案が４月末に仙北ふれあい文化センター近くで発生しております。お金をあげるから遊びに行かないかというような事案がありまして、生徒が機転を利かして被害には遭っておりません。その連絡を受けまして、警察とも連携をとったというようなことがありました。教育委員会にはすぐ連絡が入りました。学校としても警察との連携ということで、警察ではこうした事案については、聞き取りの際、保護者に県警メールを出して良いかという確認を必ずとります。保護者の同意があるものについては、県警メールを送ります。そうしたメールが出るということについては、こちらも状況把握をしておりました。県警メールが出たことを受けて、私どもの安全メールも登録されている方全員に送信いたしました。
　熊の出没事案に見られるように、直接影響のない学校の校長にも情報を送る態勢となっております。特に不審者情報などの場合は、場所が特定されることで被害に遭った子供さんのプライバシーに関わる場合がありますので、県警メールが出された場合については、その内容をもって登録者に対して細かく配信するというような形で登録者と学校に必ずメール配信をするということで取り組んでおります。
　今回の仙北の女子生徒の場合は、機転を利かせて頑張って被害に遭わないようにしてく

れました。小学校であれば「いかのおすし」という合い言葉で、ついて行かないとか、声を出すとかいうような指導が低学年のレベルから行われていますが、いざとなったときにその子供の状況にもよりますし、心配はずっとついて回るという状況です。何かしらの情報があった場合、すぐ時間を置かずに学校に連絡してほしいと、そして警察に届けるというようなことで対応させていただいているところであります。

物部委員長
　鈴木委員、よろしいですか。

鈴木委員
　分かりました。

物部委員長
　こういう生徒が危険な目に遭うというのは、都会もいなかも全く今は同じような状況でありまして、油断できないですね。どうか、油断のない安全対策と指導をお願い申し上げたいと思います。ほかに委員の皆様、ございませんでしょうか。

富樫委員
　２点伺います。今の緊急メールでございますけれども、ほとんどの保護者の皆様が登録してくださってると思いますけれども、登録していない保護者にはどのように対応しているものでしょうか。それから先日大きな地震がありましたが、学校にいるときに地震が発生した場合､教室にも緊急情報が伝わるようになっているものかお聞きしたいと思います。

物部委員長
　教育指導部長、お願いします。

教育指導部長
　メールの登録につきましては、市の安全メールの場合、基本的に任意とさせていただいております。したがって、保護者でなくても地域の方でも登録されている方がいらっしゃいます。保護者が全員登録しているという状況ではありません。一方で学校での保護者への連絡手段として、全ての学校がメールでの連絡がつくように取り組んでおります。学校に情報が入った場合に、全ての保護者に緊急に伝えなければならない情報が出た場合には学校からもそれぞれ対応するという状況であります。また、学校の場合ですが、この間の地震のような場合には、私どもに連絡をくれた学校のいくつかは、朝の段階で各家庭にメールを発信して安否確認をした学校もありました。そのようにして連携がとれているという状況があります。学校にいる時間帯ですと、テレビで警告があったり、教職員の携帯電話が鳴ったりといった状況がありますので、すぐ校内放送で知らせるという態勢となっております。

富樫委員

教室には自動発信ですか。

教育指導部長
　そうしたシステムはございませんが、有事の際は、職員室にある放送設備から緊急放送を流すということにしております。

物部委員長
　今の段階でも素早く､伝達できるようなシステムにはなっているということのようです。
　後は、そのときに教室にいる教員などが対応するということで、そのために日頃から避難訓練を行っているということであります。よろしいでしょうか。

各委員（なし）

物部委員長
　それでは、これで教育長報告を終わらせていただきます。
　次に、付議案件に入ります。議案第３２号大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長
　１１ページになります。議案第３２号大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。
　この規則は、教育委員会が権限を持つ事務のうち、教育行政を円滑に進めるため、教育長に委任する事務や専決させる事務、あるいは臨時代理させる事務等について定めたものであります。
　今般、教育委員会の権限事務のうち、行政不服審査法に基づく不服申立てに関する規定の文言整理を行うものです。
　資料ナンバー１の新旧対照表を御覧願います。２ページの朱書の部分になります。
　改正内容についてですが、教育長に委任しない教育委員会の権限事務として第１条第１６号に「請願、訴訟及び異議申立てに関すること。」と規定しておりますが、このうち「異議申立て」を「不服申立てに対する裁決又は決定」と改めるものです。行政不服審査法に基づく不服申立ての種類には、「異議申立て」、「審査請求」、「再審査請求」の３種類がありますが、現在の規定では「異議申立て」のみが教育委員会の権限事務となっているとの誤解を招きかねないことから、「不服申立てに対する裁決又は決定」と包括的に規定することで、「審査請求」や「再審査請求」についても教育委員会の権限事務として明確化を図るものです。以上で、説明を終わらせていただきます。

物部委員長
　ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

各委員（なし）

物部委員長
　よろしいですね。それでは、議案第３２号大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり改正することとします。
　それでは付議案件をただいまのところで途中にさせていただきまして、先ほど御承認いただきましたように、次第の５番その他に入らせていただきます。ございましたら、お願いいたします。

教育総務課長
　６月の定例会の日程についてです。６月２３日火曜日の午後、開催したいと考えております。きっちりした時間帯は、後日、通知でお知らせしたいと思います。場所は、ここです。よろしくお願いいたします。

物部委員長
　委員の皆様、次回６月２３日火曜日の午後ということで、よろしいですか。

各委員（異議なし）

物部委員長
　では、次回の定例会は、６月２３日火曜日の午後ということでお願いいたします。
　ほかに、皆様からございませんでしょうか。

（なし）

物部委員長
　それでは、私の方から一言申し上げます。田んぼの代掻きも大分進んでいるように見てきました。国道の両側の田んぼ、みんな代掻きでした。いよいよ田植えの季節がやってまいりました。昨日は、板見内で古式ゆかしく田植え祭が挙行されました。各学校でも田植えの行事が始まることでしょうし、皆様の中でも稲作農家でお忙しくされる方もいらっしゃると思います。今年の秋の豊作をお祈りしながら、今日の定例会、一応ここで閉めさせていただきます。引き続きまして、秘密会とさせていただきます。教育指導部長、生涯学習部長、教育総務課長、教育総務課両参事に出席を指名します。その他の職員の皆様は、ここで退席ということでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

（以下、秘密会）